

平成29年10月24日

中小企業団体  
中小企業支援機関 各位  
認定経営革新等支援機関

中小企業庁事業環境部財務課

「消費税軽減税率制度に係る事業者支援措置（補助金等）の説明会講師」の  
養成研修への出席協力依頼について

日頃から中小企業施策にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、平成31年10月から始まる消費税軽減税率制度の円滑な実施に向けて、全国各地で事業者向けの説明会を開催しておりますが、制度の周知のため今後も引き続き実施していくこととしております。

消費税軽減税率制度の説明会に合わせて、支援措置（補助金）等に関する説明を行っておりますが、今般、支援措置の説明のための講師派遣事業を開始したところでございます。

つきまして、別紙のとおり講師として協力いただける方向けに養成研修を開催することといたしますので、中小企業支援機関や専門家等の方々に広くお声かけをいただきますようお願いいたします。

なお、本養成研修に参加した場合に、必ず講師の登録しなければならないということではございませんので、よろしく願いいたします。

- 「消費税軽減税率制度に係る事業者支援措置（補助金等）説明会」講師派遣事業について

<http://keigen-zei.jp/index.html#contact>

中小企業庁事業環境部財務課

電話：03-3501-5803（直通）

担当：高橋 隆

<takahashi-takashi@meti.go.jp>

増田 悟

<masuda-satoru@meti.go.jp>

## 1. 養成研修の内容

- (1) 消費税軽減税率の説明 (60分) : 国税庁 (予定)
- (2) 消費税軽減税率制度に係る事業者支援措置 (補助金等) の説明 : 中小企業庁又は中小企業基盤整備機構

## 2. 開催場所等

日程	時間	場所・住所
11月1日(金)	10:30-12:00	中国経済産業局 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2号館 2階第1会議室
11月9日(木)	10:00~11:30	東北経済産業局 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 B棟 5階 5A 会議室
11月10日(金)	10:00-11:30	近畿経済産業局 大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1号館第2別館 3階 ミーティングルーム B
11月13日(月)	10:00-11:30	中部経済産業局 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2 4階知的財産面接室
11月20日(月)	10:00-11:30	四国経済産業局 香川県高松市サンポート 3-33 5階 502 会議室

※会議室の定員を超えた場合は、参加をお断りすることもございますので、予めご了承ください。

※上記の研修以外に、追加で開催する予定でございますので、「消費税軽減税率制度に係る事業者支援措置 (補助金等) 説明会」講師派遣事業のホームページで御確認ください。

<http://keigen-zei.jp/index.html#contact>

# 消費税軽減税率制度に係る事業者支援措置（補助金等）

## 説明会講師の養成研修

### 参加申込書

（会社・団体名）

---

（代表者氏名）

（電話）

---

所属	役職等	氏名	メールアドレス

※養成研修に参加者するすべて方を御記入ください。

※申し込みは2日前（土日除く）までにFAXで送信ください。

FAX送付先：03-3501-6868

（中小企業庁事業環境部財務課あて）